

浜情委第27号
令和4年2月14日

浜松市長 鈴木 康友 様
(産業振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

令和3年6月7日付け浜産振第152号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

次の公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問(諮問第242号)

【請求対象公文書】

浜名湖競艇企業団に係る次の公文書一式

- 一 平成11年乃至13年の議会(本会議及びその他委員会等)議事録
- 二 令和元年乃至3年の予算及び決算
- 三 条例及び規則が一覧で把握でき得るもの

1 委員会の結論

浜松市長が、浜名湖競艇企業団に係る、令和元年度から令和3年度までの予算及び決算、条例及び規則が一覧で把握でき得るものとの請求に対し、令和元年度決算を除き、公開請求された時点において、市が保有していない文書であることから浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に定義する公文書に該当しないとして非公開とした判断は妥当である。

令和元年度決算は、審査請求人が主張する文書が公開されていることから、その審査請求には請求の利益が存在しない。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和3年5月7日 審査請求人は、以下の公文書の公文書公開請求（以下、「本件請求」という。）をした。

【請求した文書】

浜名湖競艇企業団に係る次の公文書一式

- 一 平成11年乃至13年の議会（本会議及びその他委員会等）議事録
- 二 令和元年乃至3年の予算及び決算
- 三 条例及び規則が一覧で把握でき得るもの

- (2) 令和3年5月19日 処分庁は、公文書の区分に応じて、以下のとおり公開又は非公開とする部分公開決定を行い、通知した。（以下「原処分①」という。）

- (1) 平成11年乃至13年の議会（本会議及びその他委員会等）議事録

→保存年限（3年）の経過により廃棄済みとして
不存在による非公開

- (2) 令和元年乃至3年の予算

→市への報告がないため保有していないとして
不存在による非公開

- (3) 令和元年の決算

→令和元年度浜名湖競艇企業団モーターボート
競走事業決算書の「決算報告書」を特定し公開

- (4) 令和2年乃至3年の決算

→浜名湖競艇企業団の決算が未確定のため保有
していないとして不存在による非公開

- (5) 条例及び規則が一覧で把握でき得るもの

→市では保有していないとして、不存在による非

公開

- (3) 令和 3 年 6 月 2 日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
※6/9 付けで一部補正する旨の申出
- (4) 令和 3 年 6 月 7 日 審査庁は、公開条例第 19 条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。
- (5) 令和 3 年 7 月 26 日 処分庁は、本件処分の一部を変更し、以下の書類を追加で公開する決定を行い、通知した。(以下「原処分②」という。)

【変更により公開した部分】

令和元年度浜名湖競艇企業団モーターボート競走事業決算書の

(決算書類)

- ・ 損益計算書
- ・ 剰余金計算書
- ・ 剰余金処分計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 注記

(決算書附属書類)

- ・ 事業報告書
- キャッシュ・フロー計算書
- ・ 収益費用明細書
- ・ 固定資産明細書

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、平成 11 年乃至 13 年の議会（本会議及びその他委員会等）議事録を除いて、非公開とした部分を取り消し、対象となる公文書を改めて特定して、当該公文書の全部を公開するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 決算書に係る一部の公文書しか特定されていないこと。

決算書は、

- (ア) 決算報告書
- (イ) 損益計算書
- (ウ) 剰余金計算書
- (エ) 剰余金処分計算書（案）

(オ) 貸借対照表

(カ) 注記

で構成されており、附属資料として

(キ) 事業報告書及びキャッシュ・フロー計算書

(ク) 収益費用明細書

(ケ) 固定資産明細書

が付属している。

それにも拘わらず、企業団に架電により口頭で公開しても差し支えないものを照会し、表紙と決算報告書のみを、公開文書として特定したのは、不当に対象となる公文書を縮小して特定している。

イ 予算の非公開理由について

予算の非公開理由は、当該文書を保有していないというものであるが、「令和元年乃至3年の予算」については、地方自治法により予算の定め他3種類の議決を企業長が企業団の議会に求めた際、議決事件の通知がされているはずである。

処分庁に対する事前の照会では議決事件の件名のみ通知を受けており、その内容に係る予算書等については提出されていないとのことであるが、地方自治法の趣旨を考えれば、予算書等の提出を求めるべきであり、市への報告の定めがないため保有していない云々は理由がない。

ウ 決算の非公開理由について

「令和2年及び3年の決算」の非公開においては、現時点までにおいて企業団の当該決算に対応する予算の執行状況を把握し得る公文書の有無を明らかにすべきであり、保有していないというのは理由がない。

エ 条例及び規則が一覧で把握でき得るもの

条例の制定及び改廃を含む議決事件の通知がされているところであるから、当該通知のうち条例の制定及び改廃に関するものを含むものについて特定すべきであり、保有していないというのは理由がない。

(3) 反論書での主張

本件審査請求には理由があるから、その趣旨のとおり、本件処分を取り消す等審査請求を容認する旨の裁決を行うべきである。

4 実施機関の主張

審査請求に係る文書については、本件請求がされた時点において市長が保有していない文書であり、公開条例第2条第2号に定義する公文書に該当しないため、非公開として本件処分は、適法かつ妥当である。

5 委員会の判断

(1) 公開請求対象公文書について

本件審査請求に係る公文書公開請求において、審査請求人は、浜名湖競艇企業団に係る次の公文書一式として、①平成11年乃至13年の議会（本会議及びその他委員会等）議事録、②令和元年乃至3年の予算及び決算、③条例及び規則が一覧で把握でき得るもの、の公開を求めている。

このうち、①については、保存年数（3年）の経過により、公開請求に係る文書を廃棄済みとして非公開とした実施機関の決定について、審査請求人と実施機関との間に争いはない。

次に、②については、実施機関は、原処分①で令和元年度浜名湖競艇企業団モーターボート競走事業決算書の決算報告書を公開請求対象公文書として特定し、審査請求人へ公開している。

また、原処分①を変更した原処分②では、実施機関は令和元年度浜名湖競艇企業団モーターボート競走事業決算書として、先の決算報告書に加えて、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書を公開請求対象公文書として特定し、審査請求人へ追加で公開している。

(2) 本件に係る法令等の規定について

ア 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

イ 浜名湖競艇企業団の法的性格及び組織に関する特例

浜名湖競艇企業団は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第3項及び同法第284条第2項の規定に基づく、浜松市及び湖西市を構成団体とする、特別地方公共団体たる一部事務組合である。

また、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び浜名湖競艇企業団規約（昭和41年静岡県指令地第1977号）第4条の2の規定に基づき、地方公営企業法の全部が適用される。

次に、地方公営企業法第39条の2第1項は、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（以下「企業団」という。）の管理者の名称を企業長とする旨を、また、同条第2項は、企業団には地方公営企業の管理者を置かず、当該管理者の権限は企業長が行う旨を規定している。

ウ 一部事務組合に係る議決事件の通知

地方自治法第287条の4は、一部事務組合の管理者は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めよ

うとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない旨規定している。また、当該議決の結果についても同様とする旨規定している。

また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 211 条の 2 は、議決すべき事件のうち重要なものとして、①条例を設け、又は改廃すること、②予算を定めること、③決算を認定すること、④前三号に掲げる事件のほか、重要な事件として一部事務組合の規約で定める事件を規定している。

エ 地方公営企業の予算に係る文書について

地方公営企業法第 24 条第 2 項は、地方公共団体の長は毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない旨規定している。

また、同法第 25 条において、予算を議会に提出する場合には、政令で定める予算に関する説明書を併せて提出しなければならない旨規定している。

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 17 条の 2 は、予算に関する説明書として、①予算の実施計画、②予定キャッシュ・フロー計算書、③給与費明細書、④継続費に関する調書、⑤債務負担行為に関する調書、⑥当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を規定している。

オ 地方公営企業の決算に係る文書について

地方公営企業法第 30 条第 1 項は、地方公営企業の管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない旨規定している。同条第 9 項は、決算について作成すべき書類として、①決算報告書、②損益計算書、③剰余金計算書又は欠損金計算書、④剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、⑤貸借対照表を規定している。

次に、同条第 4 項及び第 6 項は、地方公共団体の長は、地方公営企業の決算を、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に召集される定例会である議会の認定に付さなければならない旨規定している。また、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない旨規定している。

地方公営企業法施行令第 23 条は、決算に併せて提出する書類として、①キャッシュ・フロー計算書、②収益費用明細書、③固定資産明細書、④企業債明細書を規定している。

(3) 公文書の特定について

ア 令和元年度から同 3 年度までの予算

審査請求人は、令和元年度から同 3 年度までの予算について、本来普通地方公共団体の事務であるものを共同処理するとして設置されている一部事務組合と普通地

方公共団体の連絡をより密にするため、地方自治法第 287 条の 4 及び同法施行令に基づき、実施機関は予算書等の提出を求めるべきであり、市への報告の定めがないため保有していないとすることに理由がない旨主張しているため、以下検討する。

5(2)イで述べたとおり、浜名湖競艇企業団は、特別地方公共団体たる一部事務組合であり、かつ、地方公営企業法の全部が適用される。

また、企業団の予算については、5(2)エで述べた規定にしたがって、浜名湖競艇企業団の管理者たる企業長が毎事業年度の予算を調製し、年度開始前に予算に関する説明書と併せて企業団の議会へ提出することとされている。

一方で、5(2)ウで述べた規定にしたがって、企業長は、予算を定めるに当たり、企業団の議会の議決前及び議決後に、構成団体の長たる浜松市長及び湖西市長へ通知しなければならないとされているところ、地方自治法施行令において当該通知に当たり提出すべき文書の規定はない。

当委員会で調査したところ、実施機関はこれまで、地方自治法第 287 条の 4 に基づく通知については議決事件の件名のみ通知を受けており、これは審査請求人が原処分担当課職員へ照会した内容と一致する。

審査請求人は、「地方自治法の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 71 号。以下「地自法改正」という。）による改正趣旨に照らせば、市が企業団に対し係る予算書等の提出を求めなかったことは不作為であり」、「市が当然に保有していなければならない」旨主張するが、実施機関が保有しているときべきその他の根拠までは示していない。

したがって、令和元年乃至 3 年の予算との請求に対して、実施機関が、本件公開請求された時点において、市が保有していない文書であり、公開条例第 2 条第 2 号に定義する公文書に該当しないとして非公開とした判断は妥当である。

イ 令和元年度決算

審査請求人は、決算書は、(1)決算報告書、(2)損益計算書、(3)余剰金計算書、(4)余剰金処分計算書（案）、(5)貸借対照表、(6)注記で構成されており、附属書類として、(7)事業報告書及びキャッシュフロー計算書、(8)収益費用明細書、(9)固定資産明細書が付属するものであって、令和元年度決算書のうち、同表紙及び決算報告書のみを特定した原処分は、不当に対象となる公文書を縮小している旨主張している。

令和元年度決算は、5(1)で述べたとおり、原処分①を変更した原処分②において追加で文書の公開がされており、審査請求人が主張する決算書の構成書類及び附属書類が公開されている。

したがって、令和元年度決算に係る審査請求には請求の利益が存在しない。

ウ 令和 2 年度及び令和 3 年度決算

審査請求人は、令和 2 年度及び令和 3 年度決算に関し、「現時点までにおいて企業団の当該決算に対応する予算の執行状況を把握し得る公文書の有無を明らかにすべ

きである」旨主張しているため、以下検討する。

審査請求人は、令和元年度決算に係る主張において、決算の定義を、(1)決算報告書、(2)損益計算書、(3)余剰金計算書、(4)余剰金処分計算書(案)、(5)貸借対照表、(6)注記、(7)事業報告書及びキャッシュフロー計算書、(8)収益費用明細書、(9)固定資産明細書としていることは、5(3)イで述べたとおりである。

本件審査請求に係る公開請求において、審査請求人は「令和元年乃至3年の予算及び決算」を請求しているのであるから、令和元年度決算と令和2年度及び令和3年度決算とで、別種の文書を特定すべきとする審査請求人の主張は採用できない。

実施機関が、地方自治法第287条の4に基づく通知として、これまで議決事件の件名のみ報告を受けていたことは、5(3)アで述べたとおりであり、また、当委員会で調査したところ、浜名湖競艇企業団に係る決算は前年度のもので翌年度9月に一部事務組合の議会の認定に付され、実施機関は概ね議決の1か月前に地方自治法第287条の4に基づく通知を受けるとのことである。これらの内容を踏まえると、本件審査請求に係る公開請求がされた時点において、実施機関が令和2年度及び令和3年度に係る決算の構成書類及び附属書類を保有していたとはいえない。

したがって、実施機関が、令和2年度及び令和3年度決算について、原処分①及び原処分②において公開した令和元年度決算と同様の構成書類及び附属書類を特定した上で、本件公開請求された時点において、市が保有していない文書であることから公開条例第2条第2号に定義する公文書に該当しないとして非公開とした判断は妥当である。

エ 条例及び規則が一覧で把握でき得るもの

審査請求人は、条例の制定及び改廃を含む議決事件の通知がされているところであるから、当該通知のうち条例の制定及び改廃に関するものを含むものについて特定をすべきであった旨主張しているため、以下検討する。

一覧とは、一般に種々の事項が一目で明瞭に見得るように作成したものを指すと解される。

5(2)ウで述べたとおり、企業長が当該一部事務組合の構成団体の長たる浜松市長及び湖西市長に通知する内容は、企業団の議会において議決すべき個別の条例の制定及び改廃についてであって、仮に、実施機関がこれまでの通知を保有していたとしても、当該通知群をもって審査請求人が主張する条例が一覧で把握でき得るものとはいえない。

審査請求人の主張において、条例及び規則が一覧で把握でき得るものが存在するとすべきその他の根拠は見当たらないから、条例及び規則が一覧で把握でき得るものとの請求に対して、実施機関が、本件公開請求された時点において、市が保有していない文書であり、公開条例第2条第2号に定義する公文書に該当しないとして非公開とした判断は妥当である。

(4) 結論

よって、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 6 月 7 日	諮問を受けた。
8 月 31 日	審査庁から弁明書を受理した。
11 月 18 日	審査庁から反論書を受理した。
12 月 13 日	諮問の審査を行った。
令和 4 年 2 月 1 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順